

平成29年 第4回 伊丹市教育委員会 定例会 会議録

1. 日 時 平成29年4月20日(木) 午後2時00分～午後4時30分

2. 場 所 総合教育センター 2階 講座室

3. 出席者 <教育委員会>

教育長	木下 誠	教育委員	秋田 久子
教育委員	江原 礼子	教育委員	川崎かおり
教育委員	川畑 徹朗		

<事務局>

教育次長	二宮 叔枝	保健体育課長	増田 健一
学校教育部長	村上 順一	小学校給食センター所長	鴨川 憲之
生涯学習部長	山中 茂	中学校給食センター所長	長澤 利文
教育長付参事	柳田 尊正	社会教育課長	中畔 明日香
教育長付参事	谷澤 伸二	スポーツ振興課長	梅本 智也
生涯学習部参事	綾野 昌幸	公民館長	池田 真美
総合教育センター所長	後藤 猛虎	博物館長	亀田 浩
人権教育室長	佐藤 文裕	人権教育担当主幹	森口 真一
職員課長	植松 俊二	少年愛護センター所長	河崎 信良
施設課長	宮木 哲男	学校指導課主査	林田 佳子
教育企画課長	矢田 貴美代	学校指導課主査	關 幸子
学校指導課長	廣重 久美子	教育総務課長	池田 昌弘
学事課長	大村 寿一	教育総務課主査	高田 幸美
総合教育センター主幹	尾崎 眞弓	教育総務課	寺内 みこ

4. 欠席者 なし

5. 傍聴人 なし

6. 議 事

(1) 開会宣言 木下教育長(午後2時00分)

(2) 日程報告 木下教育長より次のとおり会議を進める旨の発議があり、全委員はこれを了承。

日程第 1 平成29年第3回定例会会議録及び第3回臨時会会議録の承認

日程第 2 教育長報告

日程第 3 報告第4号の承認

日程第 4 議案第23号の審議

日程第 5 議案第24号の審議

- 日程第 6 議案第 33 号の審議
- 日程第 7 議案第 25 号の審議
- 日程第 8 議案第 26 号の審議
- 日程第 9 議案第 27 号の審議
- 日程第 10 議案第 28 号の審議
- 日程第 11 議案第 29 号の審議
- 日程第 12 議案第 30 号の審議
- 日程第 13 議案第 31 号の審議
- 日程第 14 議案第 32 号の審議
- 日程第 15 議案第 34 号の審議

木下教育長より「日程第 7 から日程第 15 については個人情報を含むため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定に基づき非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか」との発議があり、全委員はこれを了承。

日程第 7 から日程第 15 は非公開の秘密会となる。

(3) 平成 29 年第 3 回定例会会議録及び第 3 回臨時会会議録の承認（日程第 1）

平成 29 年第 3 回伊丹市教育委員会定例会（平成 29 年 3 月 23 日〈木〉開催）の会議録及び平成 29 年第 3 回伊丹市教育委員会臨時会（平成 29 年 4 月 6 日〈木〉開催）の会議録については、全委員一致でこれを了承。

(4) 教育長報告（日程第 2）

管理部長より「4 月分人事報告」・「3 月分教育施設関係工事の着工・竣工報告」・「3 月分の寄附採納報告」について、学校教育部長より学校教育部の、生涯学習部長より生涯学習部の、教育長付参事より人権教育室の「3 月分行事实施報告」・「5 月分行事实施予定」について、それぞれ説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「教育長報告」を承認。

質疑応答

江原委員 12 ページの学事課の 5 月行事实施予定について。11 日（木）に学校給食費管理システム研修を予定されている。小学校では既にシステムを導入されていると思うが、現状の様子をお聞かせいただきたい。

大村課長 小学校の給食費については平成 28 年 4 月から公会計を導入している。平成 27 年度までは保健体育課の所管であったが、システム構築や各種様式の作成、システム導入時の周知や操作説明に苦労されたと聞いている。

現在、これまでの経験を活かして準備にとりかかっている。まず、今年度小学校にあがられる新1年生には、昨年10月頃の就学前健診時に口座振替の申込書を配布し、回収が終わっている。中学校については、6月から給食が開始となるが、昨年11月頃に申込書を配布し、回収を進めている。4月24日にも操作研修を開催し、5月分と合わせて2回の実施を予定している。

小学校の給食費の徴収率を報告させていただく。公会計化前、学校給食会が徴収していたときは現年度分で99.8%であった。平成28年4月の公会計化後は99.7%であり、公会計化前とほぼ同水準となっている。

江原委員

ありがとうございます。システム導入にあたって随分ご苦労されたんじゃないかなということと、もう一つは課長がお話くださった徴収率のことである。非常に円滑に進めてくださっている様子で安心した。中学校の方でも円滑に進んでいくことを願っている。

木下教育長

公会計化の一番大きな課題として言われているのが徴収率の低下である。本市においてもそのことを危惧していたが、導入前と比べてほとんどニアな数値で安心している。

秋田委員

操作研修の対象は教頭先生ということか。

大村課長

教頭先生と数名の教員に受けていただくこととなっている。2回に分けて、大体4校ずつぐらいの割合で受けていただく。南中学校のコンピューター室が非常に使いやすいということで会場となっている。

秋田委員

ということは、教頭先生が給食費管理システムの操作をされるということか。

大村課長

基本的には教頭先生が使われる学校が多いのではないかと考えている。給食担当の教員が使うこともあると思う。

秋田委員

危惧するのは教頭の多忙さである。自分の経験からお話しするが、私が奉職していたのは高校だったので、こういった細かいお金の管理はなかったが、国や県からの調査、それ以外にも色々な照会等が非常に多くあった。教頭の仕事で一番大事なのは教職員を育てることだ。私の経験は10年以上前の話になるが、コンピュータが発達すればするほど忙しくなるという実感があった。

今から申し上げるのは感想だが、教員の年齢構成がフタコブラクダになっていて、経験の少ない教員が成長するときに、先輩教員が後輩教員に文書にできない経験を伝えていくのが大事で、その要は教頭だと思う。学校

の運営において、教頭が機能するかしないかというのは非常に大きなことだ。そのことから考えると、操作研修に限ってのことではなく、こういったことを全て教頭が担うのはいかがかと思う。業務の全体量を考える必要がある。教頭の一番大事な仕事である若手教員の支援や育成、校内で起こる危機の最初の芽を摘むこと、情報共有等にもう少し時間が取れるように、しかも勤務時間内に取れるように業務の整理がいると思う。前回の定例会で、教育長がICTの活用状況やホームページの更新回数に関する調査について検討しているとおっしゃってくださったので、それに追いかけての感想になって申し訳ないがお願いしたい。ただただ慌ただしく走っていて何のためにしているかが抜けていく状況を懸念する。

木下教育長

教員の多忙化は大きな問題である。県教委からも勤務時間の適正化について厳しく言われており、対策は必要であると考えている。対策の一つとして、まずはこれまで実施していた読書冊数、ICTの活用時間数、ホームページの更新回数、冒険教育施設の使用状況の調査について、回数を今後50%に軽減する。実態把握は必要なので調査をしないとまでは出来ないが、回数を半分にする。システムの操作研修についても教頭と担当者が一緒に受けていると思うが、その辺りは今後学校と調整していきたい。

先日の教頭会で申し上げたのは、秋田委員がおっしゃったように若手教員を始めとする教員の育成と危機管理、校長の補佐を大事にしてもらいたいということである。校長が機能すると学校が大きく飛躍すると思う。そのための具体的な手立てを今後考えていきたい。

秋田委員

ありがとうございます。

もう一つ教えていただきたい。4ページの教育企画課の3月行事実施報告について。前回の定例会で4月に予定されている教育企画会議の議題をお聞きして、3月の会議で決まると教えていただいた。先ほどの学校教育部長のご説明で今年度は4つのワーキンググループをとということだった。教育企画会議は、私のイメージは教育課題に対してどのような手立てが必要かということを経験のある方や行政の方が寄り合っ、組織や方法論について話し合い、原案を固めていく場というふうに理解しているが、それで合っているか。

木下教育長

そのとおりだ。

秋田委員

そうすると、教育企画会議で共有された昨年度の成果と今年度の課題を私たち教育委員会も共有することが必要で、さらに教育委員会は執行機関

として協議し、教育企画会議で方法論等を協議していただく前にそれぞれの課題の方針をまず形にしていく必要がある。だから、そこで出された成果と課題を私たちにもお示しいただきたい。

もう一つ、ワーキンググループについて。教育企画会議が先ほど申し上げたような機能であるならば、人数の問題があるので無理は言えないが、小学校の英語に関する対策案を協議するというのが必要だと思う。どこかで原案を作らないと動いていかない。私は小学校の英語が上手く定着していくことが、実は児童と保護者の学校への信頼度に関わってくるような局面になるのではと懸念している。担任が英語の授業を展開することについて、どのように不安をなくして支援できるのか、伊丹としてはどうするかということ話し合っていたらいいと考えている。

木下教育長

教育企画課は、教育課題や国の流れ等様々なことに対して先進的に取り組むため、企画立案する部局として設置した。例えばコミュニティ・スクールに関しては、今年度から学校指導課に所管を移したが、途に就くまで調査研究が必要であったことから教育企画課が担当していた。前回の教育企画会議では、課題を解決するためには課を越えて協力することが必要だという話になり、ワーキンググループを4つ立ち上げるに至った。秋田委員がおっしゃったように小学校の英語についても検討させていただく。

今、成果と報告のまとめはお示しできるか、教育企画課長。

矢田課長

確認して後日お示しする。

村上部長

秋田委員がおっしゃったとおり、小学校の英語に関する検討は大事だと感じている。このことについては、事務局の職員以外に現場の管理職の教員や一般の教員で構成する検討委員会を発足するので今後ご報告させていただきます。

秋田委員

ありがとうございます。

それがいいと思う。メンバーが重複して会議に何回も出ることにならないかということ懸念する。そもそもワーキンググループは、動きやすく横断的に様々な視点から検討できるようでなくてはならない。会の進め方として望ましいのは、教育企画課は狂言回しで、中身の部分は現場等から集まってくださったメンバーに話し合ってもらおうというイメージ。私は義務教育の籍でないし、市内在住でもないが、伊丹市の教育委員会に入れていただいたときに、非常に丁寧に積み重ねるように仕事をしておられるという印象を受けた。それに対して敬意を覚えたのと同時に、丁寧が故の負

担が出てくるだろうなという思いもあった。もう少し機動力を重視して考えていくのがいいと思う。

木下教育長 私も機動力は大事だと思っている。会の人数を多くすれば機動力が低くなることもある。だから、各担当が参画できる機動力のある会の中で話し合いを進めていきたいと思っている。

川崎委員 学年末を迎えたので通知表のことでお尋ねしたい。通知表は子どもたちの1年間の学びの最終評価であって、中学校では3学期の評価は、1学期と2学期の平均値で付けられているように感じた。通知表は子どもに対する評価だが、結果が伴わないと保護者は「塾に行かせないと」と焦るようだ。実際そのような声を聞く。また、小学校の中学年以降になると、子どもたち同士で「あのクラスは先生が優しいから成績がいい。」などと抽象的な会話もし始める。通知表は、個人の頑張りを評価すると同時に、課題をみつけ改善させていかなければならない。それが、学力の向上につながる。

現場の先生方は、通知表の評価をどのように出しているかということ子どもや保護者にきちんと説明するとともに、所見では愛情のこもった評価も大切だが、短所も伝え、学校教育と家庭学習では具体的にどのように学ぶべきかというノウハウも必要である。人はみな学び続ける仕組みをもっているので、工夫して「学ぶ意欲」につなげてほしい。例えば、個人懇談や懇談会等で担任からしっかりと説明が得られれば、保護者は理解し、保護者から子どもに話ができると思う。それが家庭と学校との連携である。念のためにお伝えするが、先生方が多忙なことはよく理解している。事務局はその多忙さを改善する努力もされている。これは、批判しているわけでも塾に行くことが悪いというわけではない。盲点をお伝えした。

廣重課長 川崎委員のおっしゃるように通知表が保護者の焦りを助長するものとなってしまっているのであれば、今以上に丁寧な説明が必要だと思う。児童生徒の成績は、一人ひとりを見て絶対評価で付けており、昔のように上位から何割がとかいう付け方ではなくなっている。成績は、教員がその子の良いところ、もっと頑張っって伸ばして欲しいところをメッセージを込めてつけている。愛情のこもったメッセージがきちんと子どもたちに届くように担当者会等で声をかけていく。

木下教育長 評価は保護者の最大の関心値である。学校はきちんとした基準に則って評価を行っている。具体的には、知識・理解や関心・意欲・態度等の観点

別評価を学期毎に行い、最終的な評価が3学期に表れるという仕組みである。このことについては、まずは教員で共通理解して、評価にばらつきが生じないようにしなければならない。絶対評価であるが、評定5の者が何%というのはある程度決まってくる。進学時に高等学校へ報告する内申点に関わるものであるということもあり、評価の付け方については保護者にきちんと説明するよう努めているが、今それが出来ていないのではないかという現状を川崎委員から報告いただいた。

川崎委員

私も参観日や懇談会に全て出ているわけではないので分からないが、一般的に、小学校の懇談会では行事の説明が主で、個人懇談では、テストの結果や期末テストなどの結果の説明はあったが、「通知表」などの具体的な説明はなかったように思う。

木下教育長

好き嫌いで評価をつけていることは絶対にない。

川崎委員

ですから、その辺りの説明をしっかりとお願いしたい。

秋田委員

情報提供させていただく。保護者から「学校の先生が勉強で忙しいのか、研修に行ってしまうと学校にいない。もっと子どもと接してほしい。」という声を多く聞いた。実際、先ほど申し上げたように教員の年齢構成がフタコブラクダになっているという現状がある。

7-2ページの授業力向上（カリキュラム）支援センター活動状況統計を見ても、教員が全部で約1,000人いる中で、これだけの人数が研修を受けられているとすると、必ず抜けている教員がいると想像できる。しかも熱心な教員ほど抜けると考えると、現場の景色として「頼りになる先生ほどいない。」と映ることがあるのではないか。教育委員会としては勉強してもらっているという視点で数字を見るが、逆の見方をするとそういうふうになるかなと感じた。

臨時講師等セミナーの開催状況を見ると、現場が一番忙しい4月から6月までの期間に開催されていて、8月にも開催されて終わっている。これは採用試験の対策がメインになっているのかなと思う。学校が一番落ち着いて静かになっていくのは11月以降なので、勉強していただくのはその時期が一番いい。教科書は毎年変わるわけじゃないし、次年度に向かってのことになると思う。忙しいからこそ頑張れる部分はあると思うが、少しそのリズムを意識して変えていく必要があると感じた。臨時講師の方を戦力にしていこうと思うと、目の前のことだけでなく、本当の意味で力を付けていく必要がある。

これからクラス数が動くときに配置を変えていくにあたり、全て正規でというわけにはいかないし、穴ができることは避けなければならない。臨時講師で動かしていくということを考えると、先ほど申し上げたようにリズムを意識して研修を組むことを考えていかなければならない。これは長期的な視点の話である。教育委員会や管理職が意識しさえすれば、現場は自然に変わっていくだろう。

尾崎主幹

秋田委員のおっしゃるとおりだと思う。教員の研修については、平成28年度の事業計画を立てる際に、回数の見直しや内容の充実を図ってほしい。自主研修は、教員が自主的に集まって研修したり、研究会に向けて準備をしたりというもので、基本的には学校の業務が終わってからの時間帯に実施されている。臨時講師等セミナーは、実際に臨時講師が担任をしながら採用試験の勉強をするのは難しい中で、でもなんとか頑張ってほしいという思いで実施している。採用試験に向けて夜7時頃から集まって1時間程勉強されている。セミナーが終了した後は、カリセンミニ講座や初任者研修、スキルアップ講座等に参加いただき、若手の教員と一緒に勉強していただいている。今後も現場の状況を見ながら良いものを精選して実施してまいりたい。

木下教育長

一番気を配っているのは開催時間である。児童生徒が学校にいるときはできるだけ一緒にいる時間を確保しなくてはならないと思っている。教員の資質向上を図ってカリキュラムセンターを設置したが、主に午後6時30分からとか7時からという時間設定で開催している。

秋田委員

あまり教員の負荷が重くなると授業がやせていく。情報提供としてお伝えさせていただく。

(5) 報告第4号の承認（日程第3）

木下教育長より「報告第4号 教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の「専決第6号 平成28年度第5回教育関係費補正予算要求の申出について」を議題とする旨の発議の後、「平成28年度第5回教育関係費補正予算要求の申出について」、緊急を要したので専決処分により処置したものです」との説明がなされ、管理部長より補足説明があり、全委員一致で「報告第4号」の「専決第6号」を承認。

(6) 議案第23号の審議（日程第4）

木下教育長より「議案第23号 伊丹市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正

する規則の制定について」を議題とする旨の発議の後、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う変更のため、「伊丹市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則」を制定しようとするものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「議案第23号」を原案のとおり可決。

質疑応答

川畑委員 確認させていただきたい。今までは学校がコミュニティ・スクールの指定を希望して手を挙げるシステムだったか。

木下教育長 今まで法律において「指定することができる」とされていたものが、「指定するものとする」となった。

川畑委員 そうすると、これからは教育委員会が学校に対してコミュニティ・スクールになるよう積極的に働きかけるというイメージか。

木下教育長 コミュニティ・スクールありきのイメージである。学校運営協議会を置く学校を今までのように指定するのではなく、学校運営協議会を必ず置くということ。学校運営協議会の根拠となる法律の第47条の6が改正され、コミュニティ・スクールに移行しましょうと、国はそういう方向性ということである。

川畑委員 そうすると、本市の計画はかなり前倒しになるのか。

木下教育長 本市の場合は、コミュニティ・スクールを社会総がかりの教育推進体制として捉え、地域の理解を得ながら平成31年度を目途に全市立小・中・高等学校に学校運営協議会を設置する計画で進めている。新学習指導要領が公示され、社会に開けた教育課程が重視されるということから、来年度に残りの学校全てに設置ということになるかもしれないが、学校や地域の実情に応じて進めていくのでまだ分からない。

コミュニティ・スクールは全国的に見るとあまり進んでいないが、子どもたちの置かれている状況や課題を考えると学校だけでは解決できないものが少なからずあり、家庭や地域等の様々な人の参画が必要である。新学習指導要領でも言われている「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、こういった組織が必要になってくる。

川畑委員 最初の改正案では、例えば小学校と中学校に1つずつ設置するのではなく、2校に1つも可能であるといった趣旨のことが書かれていたと思うが、最終的にはそれはなくなって基本的にはそれぞれに1つずつという理解でよろしいか。

木下教育長 そのとおりである。

川畑委員 実際面では重複するような委員がかなりいるのではないかと
いうことを懸念している。

木下教育長 そのこの部分をはっきりしておく必要がある。教育トークでも同じ区域内に小学校と中学校があるのだから学校運営協議会は1つでいいのではないかと
いう意見が出ていた。しかし、本市としては、その学校の運営を円滑にするために学校運営協議会を設置するものであるから、1校につき1つという方向でいく。円滑な運営のために連携するというのは有り得ると考えている。

川畑委員 その辺りの基本的なことを頭の中に入れておかないと、言うことがその都度変わってしまう恐れがあるので確認させていただいた。

川崎委員 教育トークに行くとコミュニティ・スクールのことをよく聞かれる。結局のところ、軸がきちり決まっていないのでどういうふうにお話しすればいいのか私自身戸惑っている。例えば、学校運営協議会で何か企画された場合、それを実施するための予算は確保できるのか。そういったことも含めて今後の方向性をどこで決めていくのかを検討していただきたい。

村上部長 コミュニティ・スクールの動きとして特に印象深いのが神津小学校の校庭芝生化かと思う。川崎委員がおっしゃったように、例えば学校運営協議会が何か企画し、これを実施しようとしたときにかかる予算は今のところ用意できていない。しかし、学校運営協議会での話し合いで具体的な予算が必要になったときは、次年度の予算編成に向けて協議していくといったことは考えている。

コミュニティ・スクールが始まってから今まで、制度の整備と実際の動きを同時に進める中で、後から出てくる情報もたくさんあった。全国的にもまだ進んでいない中を一步一步進んでいる状況なので、一旦整理する必要があると考えている。まずは、5月13日（土）に説明会を開いて、学校関係者や既に動いている学校運営協議会の方、これから設置を考えている地域の方にお話を聞いていただいて、十分に知ってもらう機会としたい。

川崎委員 ありがとうございます。その説明会でどういう説明をされるかということ
を私たちにも教えていただきたい。

村上部長 当日の資料や参加者から出た意見等をまとめてご報告申し上げます。

川崎委員 先ほどお話しした通知表にも関連するが、保護者は我が子の数値的な評価に
すごく敏感で評価が悪いと焦ってしまう。コミュニティ・スクールの活動の中で、相談機関を設けるとか、放課後学習を充実して学力向上を図

るとかいう方向に結びつけていけたらいいなと思う。

村上部長 放課後学習や土曜学習に地域の方が入ってということもあり、学校教育と社会教育の繋がりに関しては、今後考えていくべき大きな問題であると捉えている。

木下教育長 川崎委員がおっしゃったように、保護者は分からないことがたくさんあるというのは真実だと思う。だから私は教育情報の積極的な発信が大事だと思っている。分かり易い資料を作成し説明することが大事である。学校は保護者の要望をしっかりと捉えて分かり易い資料を作って説明することが求められる。例えばホームページを活用してもいいし、学級懇談会等で集まってもらったときに話をするのもいい。やはり親切な情報提供が大事である。誰でもどこに課題があるか、何が課題かが分からないと頑張れない。だから、私の思っている4つ目の柱は教育情報の積極的な発信である。ニーズに応じた情報を提供することが大事である。これはコミュニティ・スクールではなく、まずは学校が果たすべき役割だと私は思っている。

川崎委員 私は、子ども自身が自分で課題を見つけることが大事だと思う。日々の授業の中で自分の課題が分かっていないから通知表で悪い評価を見て焦ってしまうのではないか。

木下教育長 どうしてこの評価がついたのかという説明を事前におこなうべきではない。

川崎委員 中学校は評価の説明を見たような記憶がある。ただそれが保護者の間に浸透していないと感じる。

木下教育長 学校の教務担当が資料を作って、職員会議等で共通理解を図って全体に流している。それが保護者まで浸透しているかいないかが問題である。

江原委員 ひとつ質問させていただきたい。第2条の改正で、「学校と保護者等との連携の強化を進めることにより、」を「保護者等による学校運営への支援・協力を促進することにより、」に改正しているが、これは法改正の関係か。

村上部長 国が示す方向性として、今まで「連携の強化」という言葉でくくられていたものを「保護者による学校運営の支援と協力」と変えているというものがある。これに合わせた形となっている。

木下教育長 法律の改正によるものである。

江原委員 ありがとうございます。本市では地域の多大な支援の下で学校が運営されているという実情があるので、表現が変わったからどうこうということ

はなく、やはり基本的には学校が支援してもらう側に留まることなく、対等の関係でいなくてはならない。学校も地域との関係づくりに努めることが必要だということを我々も根底で共通理解しておく必要があると思ったのでお聞きした。

木下教育長 学校が支援を受けるばかりでなく、WIN-WINの関係であるべきだと思っている。

川畑委員 今回の改正案を見て、特に第8条で情報を積極的に提供することが強調されていることに目がいった。先日ある学校運営協議会で、議事録が作成されていないことがあった。そういう状況ではきちんとした情報の発信はできないと思うので、説明会のときにしっかり説明していただきたい部分である。会の中で、学校で生じた不祥事のことを協議会に知らせておらず、協議会の委員は他の保護者から聞いたということが判明した。校長先生のコミュニティ・スクールに対する認識が十分でないことが心配される。出来るだけ情報をオープンにして一緒に学校の抱える問題を解決していくという意識のもとで動くことを期待する。

木下教育長 第8条については、まず見出しから「住民参画の促進等」を「住民の参画の促進等のための情報提供」に変えている。川畑委員がおっしゃるように、情報提供を積極的にやっていくことが求められる表現となっている。

秋田委員 川畑委員のお話と同じ内容である。校長が情報提供をして、教育長がおっしゃるWIN-WINで支援してもらうということになると、校長ははっきり自分の経営ビジョンを説明できなければならない。具体的には健やかな良い子を育てるためにどうするのかという工程表なり、方法論なりについてまできちんと説明して、どの部分でどういうふうな支援を求めているかというところの説明能力が必要になってくる。それは今までの管理職研修ではあまりなかった部分かと思う。だから、校長の管理職研修の中にきちんとした経営ビジョンをどう作ってどう説明するかということを盛り込む必要があると思う。

もうひとつは、警察との連携や自由プールの件、いじめの問題、目下課題となっていることについても校長からきちんと協議会に説明して支援をお願いできるような流れを今後作っていったらと思う。

木下教育長 全く同じことを考えていた。新学習指導要領の基本的な考え方に「社会に開かれた教育課程」がある。カリキュラム・マネジメントが求められている。今までのPDCAを回すということに加えて、教科横断的な配列と

地域の人材と資源を活かしていく観点は入れなくてはならない。校長会でもお話しさせていただいたが、秋田委員がおっしゃるように、自身の教育ビジョンを責任持って説明できるようでなければ、周りの協力は得られない。そういう管理職の育成を主体的に進めていきたいと考えている。

秋田委員 法律の改正は書いて示されているとおりで、文科省の表現で気になるところが2つある。1つは主語が協議会になって、「協議会は校長の経営理念を承認するのが仕事」としているところ。もう1つは「協議会が校長の経営理念を外して走ることがある場合には、校長は協議会を無視してよい」というような説明をしているところである。だから逆に言うと、校長が会長と協力して協議会を動かすということが必要だということだ。

木下教育長 私も同じように感じた。協議会は学校を支援する組織という理解だったが、今回の改正で参画と支援という言葉をきっちり書いてあって、学校が軸にあるということを強く感じた。加えて、学校も地域のために協力しなければならない。

秋田委員 学校経営者像が変わるということだと思う。

(7) 議案第24号の審議（日程第5）

木下教育長より「議案第24号 学校運営協議会を設置する学校について」を議題とする旨の発議の後、「伊丹市学校運営協議会の設置等に関する規則第3条の規定に基づき、新たに学校運営協議会を設置する学校を指定しようとするものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「議案第24号」を原案のとおり可決。

質疑応答

川畑委員 今回設置して、協議会の委員はいつ頃決定するのか。

木下教育長 本日の議決事項に入っている。

(8) 議案第33号の審議（日程第6）

木下教育長より「議案第33号 平成30年度使用伊丹市立学校教科用図書の採択方針について」を議題とする旨の発議の後、「平成30年度に伊丹市立学校で使用する教科用図書の採択方針を定めようとするものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「議案第33号」を原案のとおり可決。

質疑応答

秋田委員 この採択方針は一般の教員にも周知するのか。

村上部長 採択にかかる教員には周知する。

秋田委員 少々考えすぎかもしれないが、教科書会社は意見を聞きたいと思う教員を上手に見つけて接触を図る。一度でも読んでおくと意識ができるので、教員を守る意味でも校長先生から職員会議等で周知して下さったらありがたい。

廣重課長 採択方針は採択に関わる教員のみに周知しているが、教科書会社の行動規範であるとか、文科省の通知はその都度学校へ下ろし、全教員に周知している。

秋田委員 文科省の通知は文字が多くて、現場では読むのが煩わしくなりがちである。教育委員会が作った方針で「4 教科用図書の採択の公正確保について」の部分だったら読むかなと思う。これを見せて下さったら教員を守れるかなと思う。

木下教育長 教科書の質を確保するためには教員の声を聞いていく必要があるが、9月16日以前の期間においては一切接触してはならないということを引きちと周知していく。

(9) 議案第25号の審議（日程第7）

秘密会で審議の後、全委員一致で、「議案第25号 学校運営協議会委員の委嘱について」を可決。

(10) 議案第26号の審議（日程第8）

秘密会で審議の後、全委員一致で、「議案第26号 伊丹市教育支援委員会委員の委嘱または任命について」を可決。

(11) 議案第27号の審議（日程第9）

秘密会で審議の後、全委員一致で、「議案第27号 伊丹市奨学生選考等委員会委員の任命について」を可決。

(12) 議案第28号の審議（日程第10）

秘密会で審議の後、全委員一致で、「議案第28号 伊丹市立総合教育センター運営協議会委員の委嘱または任命について」を可決。

(13) 議案第29号の審議（日程第11）

秘密会で審議の後、全委員一致で、「議案第29号 伊丹市社会教育委員の委嘱について」

を可決。

(14) 議案第30号の審議（日程第12）

秘密会で審議の後、全委員一致で、「議案第30号 伊丹市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を可決。

(15) 議案第31号の審議（日程第13）

秘密会で審議の後、全委員一致で、「議案第31号 伊丹市立視聴覚ライブラリー運営委員会委員の委嘱または任命について」を可決。

(16) 議案第32号の審議（日程第14）

秘密会で審議の後、全委員一致で、「議案第32号 伊丹市立博物館協議会委員の委嘱について」を可決。

(17) 議案第34号の審議（日程第15）

秘密会で審議の後、全委員一致で、「議案第34号 平成29年度伊丹市立幼稚園管理職人事異動について」を可決。

(18) 閉会宣言

木下教育長（午後4時30分）

上記のとおり会議の要旨を記録し、ここに署名押印する。

伊丹市教育長 木下 誠

伊丹市教育委員会委員 江原 礼子